

ふるさと信州寄付金等活用山岳環境保全事業補助金交付要綱

平成 21 年 7 月 3 日 21 自保第 76 号 環境部長通知
 一部改正 平成 23 年 3 月 30 日 22 自保第 302 号 環境部長通知
 一部改正 平成 27 年 4 月 1 日 27 自保第 25 号 環境部長通知
 一部改正 平成 29 年 4 月 17 日 29 自保第 4 号 環境部長通知
 一部改正 平成 30 年 3 月 28 日 29 自保第 361 号 環境部長通知
 一部改正 平成 31 年 4 月 16 日 31 自保第 32 号 環境部長通知
 最終改正 令和 3 年 4 月 1 日 3 自保第 34 号 環境部長通知

(趣 旨)

第 1 この要綱は、ふるさと信州寄付金等を活用し、市町村が行う長野県の自然公園の山岳環境の保全及び登山者の安全で快適な利用を目的とした事業に要する経費並びに山小屋等事業者の組織する団体（以下、山小屋関係団体という。）が自ら行う山岳環境の保全及び登山者の安全の確保を目的とした登山道の維持・補修等に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和 34 年長野県規則第 9 号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費及び補助率)

第 2 第 1 に規定する補助金の交付の対象となる経費及び補助率は、次表のとおりとする。

(1) 市町村に対する経費及び補助率

対 象 経 費	補 助 率
市町村が次の 1 に掲げる地域において行う、2 に掲げる事業に要する経費 1 地域 自然公園法（昭和32年法律第161号）第 2 条第 1 号に定める自然公園 2 事業区分 ア 登山道及び登山道付帯施設の整備 イ 高山植物の保護のための施設の整備 ウ し尿処理に関する施設の整備 ただし、国、県において補助制度がある事業を除く。	45/100以内

(2) 山小屋関係団体に対する経費及び補助率

対 象 経 費	補 助 率
山小屋関係団体が、次の 1 に掲げる地域において行う、2 に掲げる事業に要する経費 1 地域 自然公園法（昭和32年法律第161号）第 2 条第 1 号に定める自然公園	材料費 10/10以内 労務費 1/2以内 （自営工事 ^{*1} の場合）
2 事業 ア 登山道の維持・補修 イ 登山道付帯施設の維持・補修 ウ 高山植物の保護のための施設の整備	または 工事請負費 1/2以内 （請負工事 ^{*2} の場合）

※ 1：自営工事とは、山小屋等事業者またはその従業者が自ら行う工事をいう

※ 2：請負工事とは、山小屋等事業者が請負人と請負契約を締結して行わせる工事をいう

(交付の条件)

第3 次の各号に掲げる事項は、補助金の交付の条件とする。

- (1) 第2に規定する対象経費及び補助事業の内容について変更しようとするときは、速やかに地域振興局長（以下「局長」という。）に申請してその承認を受けること。ただし、別に定める軽微な変更については、承認を要しないこと。
- (2) 補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするとき、実施箇所を変更しようとするとき又は補助事業が予定期間内に完了しないとき（遂行が困難になった場合を含む。）は、速やかに局長に申請してその承認を受けること。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、効率的な運用を図ること。
- (4) 取得財産等を処分したときは、当該補助事業に係る補助金の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (5) 補助事業の経理に当たっては、当該補助対象事業以外の事業を厳に区別して行うものとし、補助事業に係る帳簿又は証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間整理保存すること。

なお、交付対象事業については、事業に係る歳入及び歳出を明らかにしたふるさと信州寄付金等活用山岳環境保全事業補助金調書を作成し、歳入及び歳出に係る証拠書類とともに5年間保管すること。

(交付申請)

第4 規則第3条に規定する申請書は、ふるさと信州寄付金等活用山岳環境保全事業補助金交付申請書及びふるさと信州寄付金等活用山岳環境保全事業補助金変更交付申請書によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、次のとおりとする。

- (1) ふるさと信州寄付金等活用山岳環境保全事業計画書（市町村補助分・山小屋関係団体補助分）
- (2) ふるさと信州寄付金等活用山岳環境保全事業収支予算書（市町村補助分・山小屋関係団体補助分）

3 前2項に規定する書類の提出期限は、別に定める。

(変更承認申請)

第5 第3の1号及び2号の規定による承認は、次の各号に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 第3の1号の場合は、ふるさと信州寄付金等活用山岳環境保全事業補助金変更交付申請書
- (2) 第3の2号の場合は、ふるさと信州寄付金等活用山岳環境保全事業中止（廃止、実施箇所変更、完了期限延長）承認申請書

(申請取下書)

第6 規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、ふるさと信州寄付金等活用山岳環境保全事業補助金交付申請取下書を、当該補助金の交付決定を受理した日から15日以内に局長に提出して行うものとする。

(状況報告)

第7 補助事業者は、補助事業の遂行状況を、別に定めるところにより、局長に報告するものとする。

(実績報告書)

第8 規則第12条第1項に規定する実績報告書は、ふるさと信州寄付金等活用山岳環境保全事業実績報告書によるものとする。

2 規則第12条第1項に規定する関係書類は、次のとおりとする。

- (1) ふるさと信州寄付金等活用山岳環境保全事業実績書（市町村補助分・山小屋関係団体補助分）
- (2) ふるさと信州寄付金等活用山岳環境保全事業収支精算書（市町村補助分・山小屋関係団体補助分）

3 前2項に規定する実績報告書の提出期限は、別に定める。

(補助金の交付請求)

第9 補助事業者が補助金の交付を請求しようとするときは、ふるさと信州寄付金等活用山岳環境保全事業補助金交付請求書を局長に提出するものとする。

(申請書等の様式)

第10 この要綱に規定する申請書等の様式は、別に定める。

(書類の提出部数)

第11 規則及びこの要綱の規定により局長に提出する書類は、正本1部及び副本1部とする。

附則

この要綱は平成21年7月3日から施行する。

この要綱は平成23年4月1日から施行し、平成23年度の補助金から適用する。

この要綱は平成27年4月1日から施行し、平成27年度の補助金から適用する。

この要綱は平成29年4月17日から施行し、平成29年度の補助金から適用する。

この要綱は平成30年3月28日から施行する。

この要綱は平成31年4月16日から施行し、平成31年度の補助金から適用する。

この要綱は令和3年4月1日から施行し、令和3年度の補助金から適用する。